

<性別の取扱いの変更>

1 概要

家庭裁判所は、性同一性障害者であって、次のアからカまでの要件のいずれにも該当する者について、性別の取扱いの変更の審判をすることができます。

ア 二人以上の医師により、性同一性障害であることが診断されていること

イ 20歳以上であること

ウ 現に婚姻をしていないこと

エ 現に未成年の子がいないこと

オ 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること

カ 他の性別の性器の部分に近似する外観を備えていること

※ 性同一性障害者とは、法により「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者」とされています。

2 申立人（申立てができる人）

- ・性別の取扱いの変更を求める本人

3 申立先

- ・申立人の住所地の家庭裁判所となります。
- ・申立人の住所地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。

(申立人の住所地)	(申立先)
東京23区内，三宅村，御蔵島村，小笠原村	東京家庭裁判所（本庁）
八丈町，青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町，利島村，新島村，神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村（多摩地区）	東京家庭裁判所立川支部

申立人の住所地が東京都以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要な費用

- ・収入印紙・・・800円分
- ・連絡用の郵便切手・・・82円×4枚，10円×4枚（合計368円分）

（この審判は、申立てを受けた後、審理途中で追加の郵便切手が1,500円程度必要になる場合があります。）

5 申立てに必要な書類

- ・ 申立書 1 通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
- ・ 申立人の戸籍（除籍，改製原戸籍・全部事項証明書）（出生時から現在までのすべての戸籍謄本等）各 1 通
- ・ 二人以上の医師による診断書 1 通

※ 診断書の記載要領と参考様式は，家庭裁判所の受付窓口に用意してあります。また，厚生労働省のホームページでもご覧頂けます。

※ 医師の診断書などの資料について，外国語により作成された書面を提出するときは，その翻訳書を提出してください。

※ 戸籍謄本等は 3 か月以内に発行されたものを提出してください。

※ 事案によっては，このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

注 家事事件手続（調停，審判，調査等）においては，録音・録画・撮影は禁止されています。